平成２２年（フ）第２０６３号
横浜市戸塚区戸塚町2976番地１　東芝プラントシステム戸塚寮503号
債務者　森山広太郎
１　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２４０２号
横浜市神奈川区菅田町985番地　十勝荘102号
債務者　屋嘉部　功
１　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２４１６号
神奈川県大和市中央６丁目２番13号　日の出ハイツ101号
債務者　本部　武一
１　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２４１８号
横浜市瀬谷区二ツ橋町215番地　市営楽老ハイツ５棟202号
債務者　山川　京子
１　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２４１９号
横浜市緑区長津田町2426番地13　ハイツ柳下201号
債務者　佐藤　章憲
１　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２４６８号
横浜市旭区本宿町48番地20　コートアネックスＡ202
債務者　岩田里香代
１　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２５１９号
横浜市瀬谷区宮沢１丁目８番地10
債務者　内藤　　舞
１　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２５５１号
神奈川県高座郡寒川町一之宮９丁目８番13号エクシード湘南ⅡＢ―102
債務者　飯塚　忠利
１　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２５６８号
横浜市栄区笠間３丁目６番35号　コーポ山崎101
債務者　宇野　良子
１　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２５９０号
神奈川県藤沢市藤が岡２丁目２番Ｄ２―405号
債務者　石田　朋子（旧姓佐々木）
１　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２６３３号
横浜市神奈川区鳥越11番地の４　渡辺方
債務者　魚谷　光宏
１　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２６６０号
横浜市泉区新橋町63番地１　緑園都市リルターラックスマンション弐番館305
債務者　大場　幸夫
１　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２６５号
釧路市愛国東２丁目25番26号
債務者　阿部みゆき
１　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月24日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第６３２号
愛知県豊田市平山町６丁目46番地35　萩野マンションＡ305号
債務者　原田　絵里
１　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月８日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第６９２号
栃木県日光市今市1557番地
債務者　髙橋　タマ
１　決定年月日時　平成22年９月24日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月19日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第６４号
石川県羽咋市千路町東区89番地、従前の住所金沢市八日市２丁目639番地
債務者　金森　恵理
１　決定年月日時　平成22年９月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月24日午後１時30分
金沢地方裁判所七尾支部